

2 各 介 第 4 2 号 - 2
令 和 2 年 5 月 1 4 日

各務原市管内の介護保険サービス事業所等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」の
改訂について（R2.5.12 版）（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

岐阜県内の社会福祉施設等における感染拡大防止の徹底を図るため、県において作成・配布されている「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」が改訂されました（R2.5.12 版）ので、内容等ご確認の上、定期的に感染防止体制のチェックを行っていただきますようお願いいたします。

記

1 改訂内容

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月4日変更新型コロナウイルス感染症対策本部決定）や、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日付新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）における「新しい生活様式の実践例」を踏まえ、職員等における感染防止対策等を追記。
- ・「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和2年5月11日付厚生労働省事務連絡）を踏まえ、相談・受診の目安の関係箇所を改訂。

2 添付資料

- ・「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」（R2.5.12 版）

3 関連通知等

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月4日変更新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627560.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日付新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和2年5月11日付厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000629060.pdf>

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)